

赤字解消・激変緩和措置計画(羽曳野市)

都道府県名	保険者番号	保険者名
大阪府	23	羽曳野市

I. 赤字の発生状況

I-(1) 法定外繰入金の状況

様式5 平成28年度 国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。
 ※網掛けは、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入金

決算補填等目的のもの						保険者の政策によるもの			小計
保険料(税)の収納不足のため	累積赤字補填のため	医療費の増加	後期高齢者支援金等	公債費等、借入金利息	高額療養費貸付金	保険料(税)の負担緩和を図るため	地方単独の保険料(税)の軽減額	任意給付に充てるため	
① (円)	② (円)	③ (円)	④ (円)	⑤ (円)	⑥ (円)	⑦ (円)	⑧ (円)	⑨ (円)	①~⑨ (円)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※その他は、理由別に区分けて貼付してください。

決算補填等以外の目的											小計	合計
保険料(税)の減免額に充てるため	地方単独事業の医療給付費波及増等	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納税報奨金(納付組織交付金等)	基金積立	返済金	その他	その他	その他	その他		
⑩ (円)	⑪ (円)	⑫ (円)	⑬ (円)	⑭ (円)	⑮ (円)	⑯ (円)	一部負担金の減免額の補填	多子世帯支援奨励金	その他(解消すべきもの)	その他	⑩~⑳ (円)	㉑=①~㉒ (円)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(A) 解消すべき法定外繰入金(国定義) ①~⑨	(千円)	0
(B) 解消すべき法定外繰入金(大阪府定義) ①,③~⑨,⑩,⑭,⑮,⑰~⑲	(千円)	0

【確認事項】赤字がある場合で、平成30年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。
 確実に赤字を解消する見込み(赤字解消計画の策定をしない)。
 赤字を解消する見込みが不明または困難(計画を策定する)。

I-(2) 繰上充用金の新規増加額(C)

繰上充用金	平成27年度		平成28年度		(C) 新規増加額
	0	0	0	0	0

H28事業年報の数値に合わせてください。

I-(3) 赤字額

国定義	(D)=(A)+(C)	(千円)	0
大阪府定義	(E)=(B)+(C)	(千円)	0

I-(4) 赤字の原因

II. 赤字の解消計画

II-(1) 赤字解消のための基本方針

II-(2) 赤字解消のための具体的取組

II-(3) 赤字解消の年次計画 (総括表 国定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額 解消予定額(率)	-								0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(総括表 大阪府定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額 解消予定額(率)	-								0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅲ. 激変緩和措置計画

Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針

被保険者の保険料負担が急激に増加することがないようにするとともに、保健事業の維持充実、保険給付費の適正化、保険料収納率の向上などに努め、羽曳野市国民健康保険運営協議会に意見を求めながら円滑に事業運営を実施してまいります。

具体的な取り組みとしては、平成30年度から令和2年度まで大阪府が実施する激変緩和措置を活用した市町村標準保険料率を採用しています。

令和3年度はコロナ禍の収入減を考慮し、府の激変緩和(2号繰入)を活用した上で基金からの繰入を行い、令和2年度同等になるように市の保険料率(医療分のみ)を抑えました。

令和4年度から令和5年度までは、大阪府の標準保険料率の動向をみながら、活用可能な財源をみて、統一保険料率の採用に向けた、緩やかな移行を目指します。

保険料の減免基準は令和3年度のみ子ども均等割1/2減免を実施しています。令和5年度まで段階的に改定を行い、令和6年度に府統一基準を採用します。それまでの期間は府統一基準と羽曳野市独自基準を併せて実施します。

なお、保険料の仮算定の有無、本算定時期、納期数は平成30年度から府統一基準としています。

Ⅲ-(2)激変緩和の年次計画

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
1	保険料・税区分	保険料	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成30年度から府下統一基準としている。	
2	保険料率 (医療)	所得割(割合)	7.99%(50)	7.31%(45.8)	7.60%(45.8)	8.02%(45.5)	8.05%(45.8)	8.30%(45.9)	激変緩和措置及び活用可能な財源を活用して算定	統一	平成30年度から令和2年度まで大阪府が実施する激変緩和措置を活用した市町村標準保険料率を採用する。 令和3年度はコロナ禍の収入減を考慮し、府の激変緩和(2号繰入)を活用し基金からの繰入を行い、令和2年度同等になるように市の保険料率を抑えた。 令和4年度から令和5年度までは、被保険者の保険料負担が急激に増加することがないように、大阪府が実施する激変緩和措置に加えて、活用可能な財源を活用し算定する。 令和6年度から統一保険料率を採用する。
		均等割(割合)	24,820円(35)	25,018円(33.4)	26,371円(33.4)	28,383円(33.5)	28,612円(33.4)	30,371円(33.2)	激変緩和措置及び活用可能な財源を活用して算定	統一	
		平等割(割合)	18,900円(15)	27,177円(20.8)	28,222円(20.8)	29,953円(21.0)	29,761円(20.8)	30,632円(20.9)	激変緩和措置及び活用可能な財源を活用して算定	統一	
		賦課限度額	54万円	54万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
2	保険料率 (後期)	所得割(割合)	3.38%(50)	2.69%(45.8)	2.69%(45.8)	2.69%(45.7)	統一	統一	統一	統一	平成30年度から令和2年度までは、大阪府が実施する激変緩和措置を活用した標準保険料率を採用する。 令和3年度から統一保険料率を採用する。
		均等割(割合)	10,160円(35)	9,178円(33.4)	9,249円(33.4)	9,358円(33.4)	統一	統一	統一	統一	
		平等割(割合)	7,730円(15)	9,970円(20.8)	9,898円(20.8)	9,875円(20.9)	統一	統一	統一	統一	
		賦課限度額	19万円	19万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
2 保険料率 (介護)	所得割(割合)	3.06%(50)	2.07%(45.4)	2.57%(45.4)	2.66%(44.5)	統一	統一	統一	統一	平成30年度から令和2年度までは、大阪府が実施する激変緩和措置を活用した標準保険料率を採用する。 令和3年度から統一保険料率を採用する。
	均等割(割合)	11,250円(35)	15,269円(54.6)	19,046円(54.6)	19,729円(55.5)	統一	統一	統一	統一	
	平等割(割合)	5,900円(15)	—	—	—	—	—	—	統一	
	賦課限度額	16万円	16万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
3 保険料の減免基準	据え置き	一部改定	一部改定	一部改定	一部改定	一部改定	一部改定	一部改定	統一	平成30年度から段階的に改訂を行い、令和6年度から統一基準としますが、令和3年度のみ子ども均等割1/2減免を実施している。
4 仮算定の有無	仮算定有	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成30年度から府下統一基準としている。
5 本算定の時期	7月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成30年度から府下統一基準としている。
6 納期数	12ヶ月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成30年度から府下統一基準としている。
7 一部負担金の減免基準	据え置き	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成30年度から府下統一基準としている。

上記のとおり提出します。

令和4年12月8日

大阪府知事 吉村 洋文 様

保険者名 羽曳野市

代表者名 羽曳野市長 山入端 創

印

